

令和 4 年 3 月 16 日

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 2-33-10

東京労働会館 5F 公共一般労組内

首都圏青年ユニオン 執行委員長 原田仁希 殿

首都圏青年ユニオン連合会

## 質 問 書

冠省 当組合が掲載したブログ記事の反響で、多方面から貴組合に関してお問い合わせが殺到しております。つきましては、以下の通り質問をいたしますので、上記問い合わせが多数の貴組合元組合員から行われていることも鑑み、誠意あるご回答をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 各種費用の拠出について

貴組合においては、今後発生する馬場亮治特定社労士事件に係る裁判について、渡航費や訴訟費用を組合費から拠出する予定でしょうか？

#### 2 弁護士への依頼について

今回の海外での訴訟において、貴組合に対し、馬場亮治氏に対して損害賠償金を支払うことを命ずる判決が出た場合、ハーグ条約に基づき、日本の裁判所は、外国判決の承認・執行を行い差押え等の執行をすることとなります。その場合、貴組合が活動できなくなる可能性も十分考えられるところとなります。

貴組合は、当初から佐田労働組合のように執行委員長が組合費の使用用途について説明義務を果たせないがために、上記の流れも想定して、計画的に解体することを目的として弁護士に依頼を行っていたのでしょうか？

また、貴組合と同様に共産党を支持する医労連と一体となることで、多額の組合費を政治的に流用できるように、日本の裁判時に、共産党員を多数動員していたのでしょうか？

以上二点に関して質問致しますが、本日から 1 週間以内に回答なき場合は、上記質問の内容を黙認し認めたものと判断をさせていただきたく存じます。何卒、誠意ある回答をお待ちしております。

以 上